会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

別　添

事　務　連　絡
令和８年３月６日

各医療機関　管理者　様

埼玉県保健医療部医療整備課長
埼玉県保健医療部健康長寿課長

医療提供施設処遇改善・物価上昇支援事業について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では標記事業について受付を開始するための準備を進めております。

県ホームページを随時更新しておりますので御確認ください。

なお、本事業の給付対象となる処遇改善は、令和７年１２月から令和８年５月までの６か月間ベースアップを実施、又は３月末までに一時金等とベースアップを組み合わせて実施する場合に限りますので、御留意ください。

（詳細は添付した資料を御確認ください。）

【その他の留意点】

①　令和７年度中の令和８年１月から３月までの間のみ処遇改善を行う場合や令和８年４月及び５月のみの処遇改善を行う場合等は本事業の対象となりません。

②　令和７年１２月から令和８年３月までの処遇改善については、令和８年３月までに一時金等での支払いを実施しなければ本事業の対象となりません。その上で令和８年４～５月分も含め、６か月間分の処遇改善を実施してください。

【県ホームページＵＲＬ】
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/2026syoguukaizen/2026syoguukaizen.html

【厚生労働省ホームページＵＲＬ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

【医療整備課（医科診療所）】
担　当：総務・医療企画担当　山口、星野
電　話：０４８－８３０－３５３５

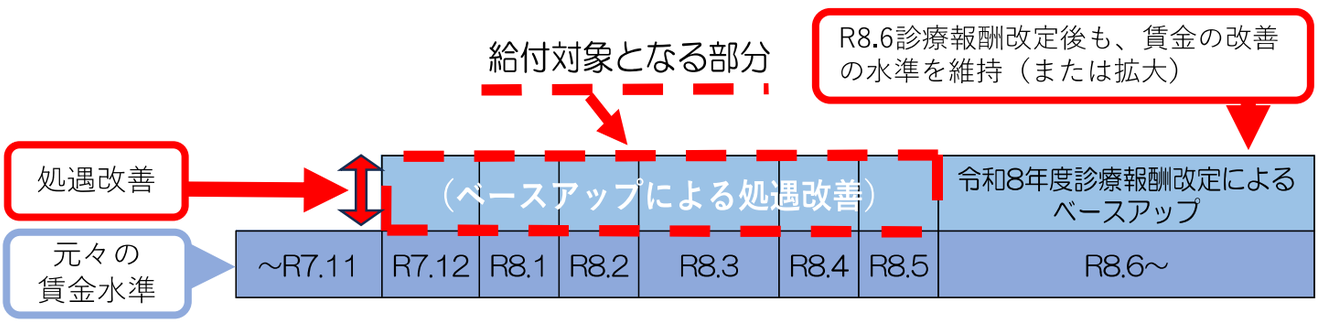
【健康長寿課（歯科診療所）】
担　当：健康長寿担当　高野、鳥海、福田
電　話：０４８－８３０－３５８１

# 処遇改善支援給付金による賃上げパターン
（原則、以下の賃上げ内容以外に給付金を活用できません）

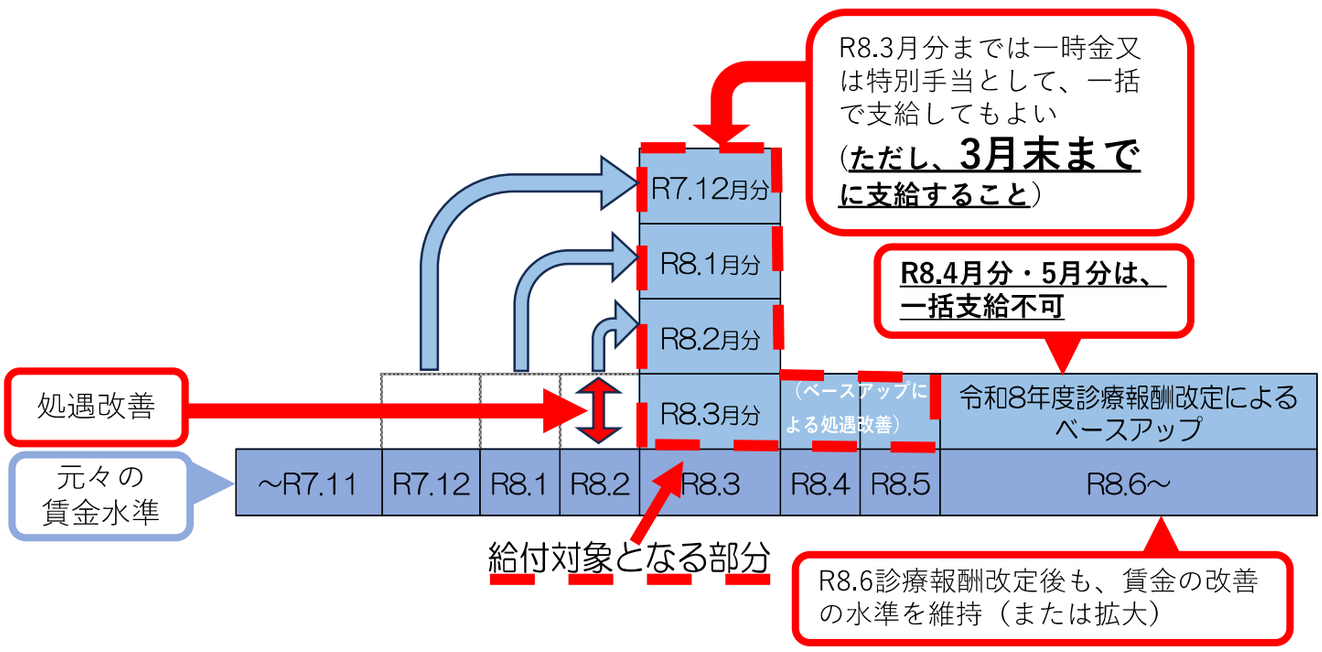
**<u>処遇改善支援事業の申請要件の一つとして、令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。</u>**

※薬局において、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
※医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和 ８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約 する施設

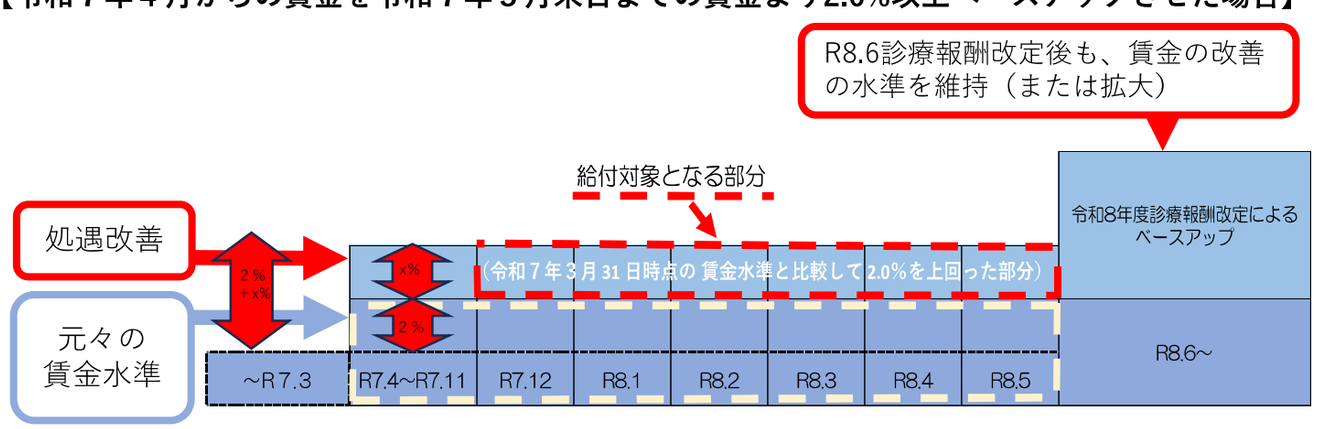
**【ベースアップを実施する場合】**




**【ベースアップと一時金等を組み合わせて実施する場合】**




**【令和７年４月からの賃金を令和７年３月末日までの賃金より2.0%以上ベースアップさせた場合】**




**※いずれの内容でも、定期昇給による賃金上昇部分、診療報酬改定及び他の補助金等を財源としている部分に充てることはできません。**